

令和3年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

森林・林業施策に係る財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として、令和2年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

群馬県は、県土面積のおおよそ3分の2が森林である。

林野庁が公表する平成29年3月現在の都道府県別森林率のデータによれば、群馬県の森林面積は423,141haあり、県土面積636,228haに対して森林率67%を占めている。これは関東地方においては、森林面積、森林率ともに最上位であり「関東一の森林県」であることを示している。

この広大な森林に関する施策の総合的な推進を図るため、県では、平成23年度に「群馬県森林・林業基本計画」を策定し、充実した森林資源と地理的優位性を活かして林業の再生を図り「森林県ぐんま」から「林業県ぐんま」への飛躍を目指し、「森林・林業の再生」と「森林環境の保全」の2つの基本方針のもと様々な施策に取り組んできた。

そして現在は、新たな「群馬県森林・林業基本計画 2021-2030」を令和3年3月に策定し、治山、林道事業から林業・木材産業の振興にシフトする方向性を示している。メインテーマに「林業・木材産業の自立」を掲げ、「林業の競争力強化」と「森林の新たな価値の創出」そして「森林の強靱化」の3つの基本方針のもと、「大胆な構造改革により産業としての自立を実現」し「高コスト体質からの脱却と収益性の向上」を目指すとしている。

群馬県では平成26年度より「ぐんま緑の県民税」を導入し、水源地域等の森林整備や森林ボランティア活動・森林環境教育の推進、そして市町村提案型事業による里山・平地林の整備等を実施してきた。また、令和元年度より国から都道府県や市町村へ譲与されている「森林環境譲与税」の財源である「森林環境税」が令和6年度より課税されることになり、税金のさらなる負担が増加することから、森林・林業に対する行政のかかわり方が県民の関心事となることが予想される。

県の森林面積の42%を占める人工林については、戦後や高度経済成長期に植栽した森林が50年以上経過して木材としての利用価値をもつ時期になってきており、林業の成長産業への転換が期待されるが、一方、少子高齢化などにより他の産業と同様に林業も担い手不足が顕著であることから担い手の育成や、流通経路の整備そして販路の開拓などについて行政による支援が必要と考える。

また、こうした森林を放置しておくことは、大雨や台風の際に土砂崩れや洪水などの自然災害を引き起こし深刻な状況を招く可能性があり、県民生活とも密接なつながりがあることから、県による施策がより重要な役割を担うと考える。

そこで、本監査においては、今後、森林・林業の大胆な構造改革を行っていくうえで本県の森林・林業についての施策を検証することは有意義であると判断し、「森林・林業施策に係る財務事務の執行について」を監査テーマとした。

監査では、県の厳しい財政下で現在実施している事業について、公共事業のあり方、特に国庫補助の要件を満たさない県単独事業についてその必要性を精査し、また各事業がデジタル技術の活用等により効率化を進め、人口減少社会においても持続可能な内容になっているかを検

証する。そして、それぞれの事業が、当初計画した通りに進捗し目標達成しているか、達成していないとすればその原因を分析し新たな計画の見直しに活かされているか等を検証する。

4. 主な監査手続

- (1) 森林・林業施策所管部署からの概況聴取
- (2) 関係部署から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和3年8月1日から令和4年3月7日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人
公認会計士 廣瀬 信二
- (2) 補助者
公認会計士 兒島 宏和
公認会計士 田中（北原）陽子
公認会計士 塚原 督成
公認会計士 中村 健一
公認会計士 南雲 拓也
弁護士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

8. その他

- (1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。
- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。

第2 監査対象の概要

1. 群馬県森林・林業基本計画

(1) 概要

県は、第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」(平成23年度～平成27年度)を推進するため、本県の森林・林業の施策に関する基本的な事項を定める計画として、平成23年度に『群馬県森林・林業基本計画』(計画期間：平成23年度から平成32年度)を策定し、「森林県ぐんま」から「林業県ぐんま」への飛躍を目指して、様々な施策に取り組んできた。

その後、県は、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」(平成28年度～平成31年度)を策定したことから、群馬県森林・林業基本計画も平成28年3月に見直しを行っている。

見直し計画では、第15次群馬県総合計画を踏まえ、森林資源の充実、高性能林業機械の導入等基盤整備の進展及びバイオマスの需要増等の状況を鑑み、計画期間を1年前倒しして、林業県ぐんまの実現に向けた取り組みを加速するとしている。

なお、基本計画では、2つの章で合計8つの具体的な施策を提案している。

(2) 森林・林業の現状と施策展開

① 森林・林業の再生

(i) 持続経営可能な森林づくり

- 森林経営計画の作成促進……計画的に集約化施策を行うため、森林所有者及び林業事業体を対象に、森林経営計画作成セミナーを開催するとともに、森林資源情報の提供や関係者の合意形成を支援すること等により、森林経営計画の作成を促進するほか、森林経営計画の実効性を確保するため、計画の作成に当たっては、提案型集約化施策と一体的に推進する。
- 利用間伐及び皆伐、再造林の推進……森林整備は、森林経営計画に基づく利用間伐を重点的に支援し、将来の森林資源の循環利用を確保するため、皆伐、再造林を計画的に推進する。
- 苗木の生産供給体制整備……少花粉スギ、ヒノキ、カラマツ及びコナラ等の優良な種子の確保に努めるとともに、低コストな造林、保育を推進する。
- 森林獣害対策の推進……ニホンジカやツキノワグマ等による林業被害を防止するため、捕獲等の支援を行う。

(ii) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備

- 集約化施策の推進……集約化施策の推進と木材安定供給体制の構築に向け、各環境森林事務所・森林事務所の専任職員を中心に、地域の関係者の合意形成や連携を促進する。また、効率的な生産ができる基盤の整備を行い、集約化施策を行う団地では、低コスト作業システムの定着により、一人一日当たりの素材生産量10m³を目指す。
- 林業事業体の素材生産能力向上……事業体の経営合理化・安定化を目指し、森林組合とその他の民間事業体との連携を強化し、森林経営計画の共同作成や素材生産事業等の受委託を推進する。また、労働安全衛生の確保に努め、雇用慣行及び管理の改善等による従業者の定着化を目指すとともに、関係機関との連携と支援体制を強化する。

(iii) 加工・流通体制の強化

- 加工流通拠点の整備……原木市場等による原木の安定供給を図るため、取扱量の大きい原木市場を有する群馬県森林組合連合会及び群馬県素材生産流通協同組合の役割・機能の強化・充実に対して支援する。また、地域拠点となる施設(渋川県産材センター、みどり市及び川場村の地域材加工施設)の機能強化を図る。
- 木材流通の合理化……原木市場の与信管理機能と商流機能を活用した、製材工場への原木直送の取り組みを推進する。
- 県産材製品の生産拡大と品質向上……製材工場の施設整備、連携強化、新規工場誘致を実施するほか、県産材製品の品質向上及び広域流通の促進を図る。

(iv) 県産材の利用拡大及び県外需要の開拓

- 外材から県産材への利用転換……県内の全市町村による「公共建築物等の木材利用促進に関する方針」の策定を推進し、公共建築物、公共土木事業に県産材を積極的に使用する体制づくりに努める。
- 新たな木材需要の創出……商業施設等、木造率の低い非住宅分野への県産材利用を促進するほか、再生可能なエネルギー源として、発電事業や公共施設等における木質バイオマスの燃料利用を推進する。
- 県外需要の開拓……大型加工施設の整備、県外需要の開拓等について、事業者団体と協力して戦略を立案する。

(v) 林業の担い手等の確保・育成

- 林業を支える人材の確保……職業としての林業をPRし、様々な場所で就業相談やガイダンス等を行い、人材の発掘・確保に努める。
- 林業を支える人材の育成……森林施業プランナースキルアップ研修により、集約化施業を着実に実践できる人材を育成するとともに、その定着に努める。

(vi) きのこと産業等の振興

- 安心・安全の確保……安心・安全なきのこ生産を促進するため、原木・菌床の情報から生産者、生産方法まで一連の透明性を高める。
- 生産基盤の整備……きこの生産流通を効率化するための拠点施設整備を推進し、本県オリジナルの品種や他にないきのを育成して、市場競争力を高める。
- 担い手の育成……新規参入者の拡大を図るため、安全な原木の確保や技術的な支援を行う。

② 森林環境の保全

(i) 公益的機能の高い森林づくり

- 災害に強い森林づくり……豪雨、地震等により発生した山地災害を最小限にとどめるため、山腹工や治山ダム等の治山施設を設置し、早急に復旧整備を行う。また、山地災害による被害を防止・軽減するため、山地災害危険地区の見直しを行い、予防治山事業による計画的な事前防災・減災対策を推進する。
- 森林の適正な保全……水源涵養や山地災害防止、都市周辺の環境保全など、公益上重要な森林は、保安林に指定することにより、長期にわたって保全する。
- 平地林の保全・管理……ぐんま緑の県民基金事業により、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境の創造を推進する。

(ii) 森林を支える仕組みづくり

- ぐんま緑の県民税制度の推進……林業経営が成り立たない条件不利地であって、まとまりのある森林を対象に強度の間伐を実施し、森林の公益的機能の維持・増進と災害に強い森林づくりを行うなどの取組を推進する。
- 県民参加の森づくり……県植樹祭の開催や緑化運動ポスター・標語の募集、緑の募金活動等を県緑化推進委員会と連携して推進するほか、森林体験イベントや緑化講座、森林・林業に関する展示・研修等を実施する。
- 森林環境教育の推進……緑の少年団活動が活発になるよう関係機関と連携し、子ども達の自由な発想による取り組みを支援するほか、県立森林公園や憩の森・森林学習センター、緑化センターなど森林環境教育学習施設の充実を図る。

(3) 施策の推進方策

① 計画の推進体制

森林・林業・木材関連産業等の関連団体、県、市町村等からなる森林・林業基本計画推進協議会を県及び各地域に設置し、施策の評価・点検・改善を行うほか、関係者の連携強化を図り、目標の実現に向けて本計画を推進する。

② 計画の管理・公表

本計画については、PDCAサイクルの手法により、進行管理を行う。群馬県森林・林業基本計画推進協議会等において、毎年度、施策の評価・点検を行い、施策の評価・点検結果について、県ホームページ、各種広報手段等により毎年公表する。

第3 監査結果及び意見

各事業に関する監査結果及び意見の状況は次のとおりである。

【監査結果及び意見の件数一覧】

番号	事業名	監査結果 (指摘事項)	意見	計
個別の事業に関する監査結果及び意見				
1	補助公共造林		2	2
2	造林推進対策			0
3	単独公共造林		1	1
4	緊急間伐促進対策		1	1
5	森林病虫害等防除対策		3	3
6	苗木生産指導		1	1
7	補助公共林道			0
8	農山漁村地域整備（林道）		1	1
9	補助公共作業道			0
10	単独林道		3	3
11	林業作業道総合整備		2	2
12	森林整備地域活動支援		1	1
13	地域森林計画		1	1
14	自然環境保全研究		1	1
15	森林整備試験			0
16	木材加工試験		1	1
17	きのこ試験		1	1
18	林業構造改善対策		1	1
19	木材等生産振興対策 （ぐんまゼロ宣言住宅促進除く）		3	3
20	木材等生産振興対策 （ぐんまゼロ宣言住宅促進）		1	1
21	きのこ等振興対策		1	1
22	林業金融対策			0
23	森林組合強化対策			0
24	林業振興資金貸付			0
25	林業技術普及指導			0
26	林業労働力対策		3	3
27	補助公共治山		3	3
28	農山漁村地域整備（治山）		1	1
29	緊急治山			0
30	単独公共治山		2	2
31	保安林対策			0

32	保安林管理			0
33	保安林管理事務推進		1	1
34	森林保全管理		1	1
35	緑化推進対策			0
36	森林環境教育推進			0
37	森林空間利用推進 (森林サービス産業推進)			0
38	森林公園整備		1	1
39	水源林等整備推進			0
40	緑化センター運営		2	2
41	森林学習センター運営			0
42	ぐんま緑の県民基金事業		5	5
43	林道災害復旧		1	1
44	治山施設災害復旧			0
45	模範林運営		1	1
46	模範林経営			0
47	林業・木材産業改善資金貸付 林業後継者特別対策資金貸付			0
48	木材産業等高度化推進対策		3	3
その他の工事・委託契約に関する監査結果及び意見				
1	工事契約金額が予定価格と同額の契約			0
2	工事 最終契約金額が予定価格の 150%を 超える契約			0
3	委託料 契約金額が予定価格と同額の契約			0
4	委託料 最終契約金額が予定価格の 150% を超える契約		2	2
5	委託料 予定価格が 10,000 千円を超える 契約			0
(一財)群馬県森林・緑整備基金			8	8
計		0	59	59

指摘事項・意見を内容別に分類して集計すると次のとおりとなる。

分類	指摘事項	意見			計
		個別の事業	その他の工 事・委託契約	森林・緑 整備基金	
1. 事業の見直し		14		2	16
2. 目標設定・実績管理		11			11
3. 契約・支出事務		11	2		13
4. 要綱等の記載事項		3		2	5
5. 補助金の適正な執行		1			1
6. 情報公開		4			4
7. その他		5		4	9
合計	0	49	2	8	59

■ 個別の事業に関する監査結果及び意見

(1) 当初予算額と決算額の差額について（補助公共造林）（意見1）

毎期、当初予算額と決算額に多額の乖離が生じている。過去の実績等を踏まえ、もう少し精度を上げて予算設定を行うことが望ましい。

(2) 工程分析調査委託業務について（補助公共造林）（意見2）

民間の知見を蓄積し活用することを目的に、調査を委託しているが、その調査結果をどのように整理していくかを明確にすることが望ましい。

(3) 当初予算額と決算額の差額について（単独公共造林）（意見3）

毎期、当初予算額と決算額に多額の乖離が生じている。過去の実績等を踏まえ、もう少し精度を上げて予算設定を行うことが望ましい。

(4) 間伐等森林整備面積の目標設定について（緊急間伐促進対策）（意見4）

群馬県森林・林業基本計画（2021-2030）では、間伐等森林整備面積（ha/年）が、平成26年度2,267ha、令和元年度1,990ha、令和2年度2,026haと直近は減少傾向にあるにもかかわらず、2030年度（令和12年度）の目標値を3,100haとしている。

群馬県森林・林業基本計画2021-2030では、達成可能な目標とすべきであり、また、達成できなかった要因を十分に検討し、その打開策を検討することにより、2030年度（令和12年度）には目標を達成することが望まれる。

(5) 森林病虫害等防除事業の予算執行率について（森林病虫害等防除対策）（意見5）

ナラ枯れ防除対策にみなかみ町の予算が付かなかった結果、令和2年度に当初予算で計上していた森林病虫害等防除事業の予算執行率が低い状況にあるが、近年ナラ枯れ被害は爆発的に増加しており、将来取り返しのつかないような事態が発生することを避けるためにも、被害防止に必要な措置がとれる体制を整えるべきである。

(6) 樹幹注入剤の購入方法について（森林病虫害等防除対策）（意見6）

松くい虫防除対策で利用する樹幹注入剤は、事業主体である市町村が購入し、それに対して県が経費の一部を補助しているが、スケールメリットを活かしコストを削減するために、県が一括購入し、それを市町村に配付する方法を検討することが望ましい。

(7) 森林計画図が公開されているマッピングぐんまのサイトの安全性について（森林病虫害等防除対策）（意見7）

森林計画図が公開されているマッピングぐんまのホームページが「セキュリティ保護なし」となっているため、公的なホームページである以上、サイトの安全性を確保すべきである。

(8) 造林面積の目標設定について（苗木生産指導）（意見8）

群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）において、多様な森林づくりを進めるため広葉樹造林面積（ha/年）の目標を100haと掲げたが、計画期間中に森林資源の循環利用による林業振興を図るための施策に転換したことにより、令和元年度39ha、令和2年度22ha（但し民有林のみ）と目標には大幅に届かなかった。群馬県森林・林業基本計画2021-2030では、引き続き森林資源の循環利用の推進を図るため、造林面積（ha/年）の目標を現状の2.9倍としているが、この目標達成に向け、造林を推進する体制や造林に必要な苗木生産体制などを整備することが望まれる。

(9) 工事内容変更について（農山漁村地域整備（林道））（意見9）

設計変更には当たっては生じうる費用について適切に見積りを行い、必要な費用が適切に計上さ

れていることを検討すべきである。

(10) 林道台帳の情報共有体制について（単独林道）（意見10）

林道台帳は、市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、林道台帳を共有できるようなシステムを開発すべきである。

(11) 単独林道の開設等に係る費用対効果分析の実施について（単独林道）（意見11）

単独林道の開設・改良等に当たり、定量的な費用対効果分析が行われていないことから、今後は事業費が一定金額以上のものについては、定量的に費用対効果分析を行い、予算が有効活用されたか否かを検証すべきである。

(12) 林道の長寿命化対策（計画的修繕）の推進について（単独林道）（意見12）

林道の舗装については長期修繕計画がないため、今後は林道台帳に舗装の種類等についても記録し、経年劣化による適切な更新計画を立案し、計画的な修繕を行うことで、舗装部分の長寿命化を図るべきである。

(13) 補助対象事業の明確化について（林業作業道総合整備）（意見13）

補助対象事業の明確化を図るため、対象となる事業を具体的に要綱・要領等に明記すべきである。また、暫定法及び同要領を準用して補助対象事業に該当するか否かを判断するのであれば、その旨、当該補助金に関する要綱又は要領に明記しておくべきである。

(14) 補助対象経費の明確化について（林業作業道総合整備）（意見14）

現在の運用どおり、当該補助金の補助対象経費を「実行経費又は積算額のいずれか低い額」とするのであれば、補助対象経費の明確化を図るため、その旨、当該補助金に関する要綱に明記すべきである。

(15) 交付金の利用向上について（森林整備地域活動支援）（意見15）

当該事業に基づく交付金の利用が集中している森林事務所管内の利用例を県内の各森林事務所に周知するなど、交付金の利用向上に向けた取組を行うべきである。

(16) 委託契約締結における見積合せの実施について（地域森林計画）（意見16）

開発業者であることを理由として一者随意契約とすることは控え、適切な指名人を複数確保して見積合せを実施した上で契約締結を検討すべきである。

(17) 試験場機能の強化について（自然環境保全研究）（意見17）

当事業の目的は森林（主に人工林）に対する獣類被害の状況把握と獣害被害への効率的かつ効果的な対策の開発である。森林における獣類（シカなど）による幼齢木や農作物等に対する食害や、樹幹の剥皮被害は過去からの重要な課題であり、本県のみならず全国的にも問題となっている。

しかしながら、抱える問題（課題）の大きさと比較して同事業への予算配分は年々減少傾向にあるとともに、従事している研究員等も2名と小規模となっている。

一定程度の研究成果が出ていることから、事業の抱えている課題（目的）を達成するため、試験場機能の強化を検討すべきである。

(18) 木材加工技術センターの体制強化について（木材加工試験）（意見18）

木材加工技術センターでは、様々な測定ないし試験を経てデータ収集等を行う必要があるため、木材の伐採から運搬、加工まですべての段階で外部業者へ委託することなく基本的に職員のみで対応している。作業内容は特殊性が強く、また、危険も伴うため、職員の異動を実施しても早々に対応できる状況ではないと考える。

職員の高齢化を含め、将来的な技術継承を行うべく、体制の強化を検討すべきである。

(19) きのか試験機能の強化について（きのか試験）（意見 19）

当事業では、きのか栽培技術の研究等を通じて、きのか栽培の機械化の促進、省力化のサポートを行うとともに、大規模企業の参入により価格競争が激しくなっている本県きのか生産者を新種のきのか開発等を進めることでもサポートしている。

しかし、一方で、きのか試験事業については、年々予算が減少している。

県としては、群馬県森林・林業基本計画において、令和元年度までのものと令和3年3月に発行されたものにおいても、きのか産業の活性化に力を入れていることの記述があるが、齟齬が生じている。

補助金事業（別事業であるきのか振興対策事業等）のみならず、きのか研究が中心になっている同事業においても試験機能を強化することが、本県きのか産業の活性化に向けて根本的な解決に進むと考えられる。

(20) 指標の活用について（林業構造改善対策）（意見 20）

指標については、林野庁の要求に応じて県全体の5年後の計画（目標値）を提出、その後（5年後に）、実績結果の報告をすにとどまっている。個別の事業については年度ごとに計画と実績の対比を実施しているが、県全体指標については年度ごとの分析や評価などは行われておらず、結果として、指標に対する実績についても未達の目標が多い状況である。

県全体指標についても毎年の計画と実績を対比するとともに、その結果についても年度ごとにフィードバック（分析及び評価）すべきである。

(21) 生産者及び製材工場の大規模化対策について（木材等生産振興対策（ぐんまゼロ宣言住宅促進除く））（意見 21）

大手ハウスメーカーに県産材を安定供給するためには、生産者及び製材工場の規模拡大が必要になるため、小規模業者を集約し、価格競争力をつけるためにも、生産者や製材工場のM&Aに補助金を交付するなどの施策を検討すべきである。

(22) 木材需給の現況調査の電子化について（木材等生産振興対策（ぐんまゼロ宣言住宅促進除く））（意見 22）

木材振興対策に係る需給情報をまとめた「木材需給の現況」については、書籍化を廃止し、電子開示とすることで、コスト削減を図るべきである。

(23) ぐんまの木で温もりのある空間づくり予算の執行率が低い（木材等生産振興対策（ぐんまゼロ宣言住宅促進除く））（意見 23）

「ぐんまの木で温もりのある空間づくり」事業の予算執行率が低いため、今後当該事業の予算を見直し、予算の有効活用を図るべきである。

(24) 群馬県産木材の生産振興を図るための補助金対象を住宅建設に加えホテルや旅館も対象にすべきである（木材等生産振興対策（ぐんまゼロ宣言住宅促進））（意見 24）

木材等生産振興対策として、住宅建設に助成することで県産木材の需要拡大を進めてきている。補助金が与える波及効果まで勘案すると、補助金対象にホテルや旅館を加えるべきである。

(25) 指標の設定及び具体策について（きのか等振興対策）（意見 25）

きのか関連での指標については、生産動向や放射性物質被害の状況に応じた見直しがなされ、量より質を重視した指標への転換が図られた状況にある。

指標については、生産量や生産額（総額）のみならず、販売単価を上げることなど、産業としてより再生する方法を施策すべきである。また、目標値についても過去の踏襲を続けるのではなく、より具体性のある目標（例えば品目別の販売単価向上）設定を行うべきと考える。

（26）行政手続きのオンライン化について（林業労働力対策）（意見 26）

本県における補助金の申請については、大部分が紙での提出となっているため、補助金申請のオンライン化への移行を図ることで、県民の利便性向上及び県の業務の効率化を図るべきである。

（27）新規林業就業者確保の施策について（林業労働力対策）（意見 27）

新規林業就業者は減少傾向にあるため、新規林業就業者確保のための新たな施策を検討すべきである。

（28）緑の青年就業準備給付金について（林業労働力対策）（意見 28）

緑の青年就業準備給付金として、群馬県立農林大学校の学生のうち希望者に給付金が支給されているが、当該給付金は確定申告が必要になるため、給付金は税金を財源としている以上、事後的に確定申告の有無を確認すべきである。

（29）実施可能業者が少ない工事の総合評価落札方式について（補助公共治山）（意見 29）

実施可能な業者が少ない場合にまで、一律に総合評価落札方式を実施するのではなく、費用対効果を考え、総合評価落札方式と指名競争入札を実施することが望ましい。

また、対応可能な業者が少ない場合には、県外に本店があり、県の受注実績がある業者にも対象を広げることを検討すべきである。

（30）工事範囲変更の平面図添付について（補助公共治山）（意見 30）

工事範囲の一部につき次年度以降に変更したが、その工事範囲の変更において、設計図は添付されていたが、平面図が添付されていなかった。第三者が見ても間違いがないよう、平面図も添付することが望ましい。

（31）一部工事範囲を次年度以降に実施する場合の入札について（補助公共治山）（意見 31）

緊急に実施すべき工事が他に発生したことから、他の工事に予算を回すために、一部の範囲を次年度以降に回し、指名競争入札を実施したところ、当初の請負業者のみが予定価格を下回り落札した。

やむを得ない対応ではあるものの、後日、「群馬県公共工事入札監視委員会」などで審議し、問題がなかったことを第三者が検証することが望ましい。

（32）治山事業に関する情報提供について（農山漁村地域整備（治山））（意見 32）

「治山事業」に関する県のホームページに、相談窓口の紹介や、各市町村等において治山事業の要望を受け付けている旨の記載を追加し、「治山事業」に関する情報提供の徹底を図るべきである。

（33）新たな指標等の設定について（単独公共治山）（意見 33）

当該事業の規模は大きくここ5年では20億円を超える予算となっている。

しかし、このような多額の予算規模であるにもかかわらず、当該事業における指標や目標値については、事業に直接関連する具体的な目標とは言い難く、また、県民にとっても分かり難いものとなっていると考えられる。

具体的な指標を県独自に設定することが、県民に対する説明責任を果たすことにもつながると考えられる。例えば、県ホームページに以下の記載があるように、当該部分に対して目標値を設定することなどが考えられる。

「山地災害危険地区は県内民有林に 4,466 箇所あるが、治山事業等を着手した割合は約 70%に止まる。」これを受けて、今後 10 年ないし各年度での着手割合など。

(34) 調査現場の変更について（単独公共治山）（意見 34）

当初予定していた調査現場が、後に地権者の承諾を得られず、現地立入りができないことにより調査現場の場所を変更しているが、現場が変更になり全く別の場所になった以上、業務委託内容も大幅に変更になることから、改めて委託業務の設計を行い委託事業者の選定についての入札をやり直すべきである。また、業務を委託する場合、地権者の同意の事前確認を徹底すべきである。

(35) 保安林台帳の整備について（保安林管理事務推進）（意見 35）

保安林台帳について各事務所において調査が行われ保安林台帳及び附属図の訂正が実施されるが、保安林情報管理システムへの入力には森林保全課にて行っている。各事務所での保安林台帳及び附属図の訂正入力の際に保安林情報管理システムへの入力も実施するなどの事務手続の効率化が望まれる。

(36) 活動実績の把握方法について（森林保全管理）（意見 36）

森林保全巡視指導員及び森林保全推進員の巡視活動について、活動の実態に合わせた活動実績の把握・公表を心がけるべきである。

(37) 指定管理料の妥当性について（森林公園整備）（意見 37）

伊香保森林公園について、指定管理者からの実績報告書を見ると連続して収支がマイナスとなっている。指定管理者の経営努力の不足によるものなのか、委託料の設定金額自体に無理があるものなのか、実態とすり合わせマイナスの内容を検討する必要がある。

(38) 緑の相談室の相談内容のデータベース化及び情報開示について（緑化センター運営）（意見 38）

緑の相談室の相談内容及び回答をデータベース化し、ホームページで公開することで、群馬県緑化センターが保有する緑化技術を県民に広く普及させるとともに緑化センターの存在を県民に知らしめ、利用者の増加を図るべきである。

(39) 緑化講座の e ラーニング化について（緑化センター運営）（意見 39）

緑化講座について、実地研修が必ずしも必要ないものに関しては、講座の内容を広く県民に普及啓発するため、e ラーニング化を検討すべきである。

(40) 私有林に係る台帳整備について（ぐんま緑の県民基金事業）（意見 40）

私有林に係る台帳は「ぐんま緑の県民基金森林整備台帳」や「保安林台帳」など複数存在するが、私有林に係る情報を記録するという目的は変わらないため、私有林に係る台帳は統一したひな形を用意し、当該ひな形に記録し、私有林に係る情報の共有を図るべきである。

(41) 私有林調査に係る情報共有について（ぐんま緑の県民基金事業）（意見 41）

私有林に係る台帳は市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、私有林に係る情報を共有できるようなシステムを開発すべきである。

(42) ぐんま緑の県民基金残高の運用について（ぐんま緑の県民基金事業）（意見 42）

ぐんま緑の県民基金残高については、預金でのみ運用されており、今後は運用益を少しでも増やすため、格付けの高い債券での運用も行うべきである。

(43) 契約変更を繰り返すことについて（ぐんま緑の県民基金事業）（意見 43）

「公共工事設計労務単価」の改定を理由に当初契約の翌日に契約変更を行っているが、当初契約に単価改定を反映させていけば良いもので、わざわざ翌日の手続にしてまで変更することの必然性に乏しく事務効率を著しく損ねている。

また、第2回の変更では「積雪期となり、現地調査が不可能」を理由に工期を3月31日から年8月31日に延長しているが、これについても当初契約の時点で積雪の状況を把握できたはずであり、契約変更を繰り返すことで事務効率を著しく損ねている。

契約変更は、むやみに繰り返すべきではなく、当初の段階で見込めるものはすべて反映させて契約を結ぶことにより、事務手続を簡素化して事務の効率化を図る必要がある。

(44) 工程管理の強化について（ぐんま緑の県民基金事業）（意見44）

当契約については、間伐事業工事であり森林の対象エリアについて概ね3本のうち1本について伐採を行うものである。契約については、一般競争入札により地元の森林組合が落札、作業の請負をしている。作業内容についての仕様はあるものの請負契約のため詳細は落札者である森林組合に一任している。また、当事業の請負代金については前金、中間金制度もあるが事業者側は完了後に一括請求としている。

契約期間がある程度長く、また、金額についても一般競争入札になるほどの金額であり契約そのものの重要性は高いと考えられる。

しかしながら、作業期間中の工程管理について、契約時に工程管理表が提出される契約となっているものの、契約期間中、監督員としては工程管理の確認等は特段実施しておらず組合に一任しており、すべての作業終了時に写真等により完了を確認している。

金額的重要性が高く、また、前金や中間金等の支払も行われていないことを鑑みると実際の作業工程について県としても一定期間ごと（例えば月次など）に進捗管理を行うことが工事案件の透明性確保の観点からは望ましいと考える。

(45) 林道台帳の情報共有体制について（林道災害復旧）（意見45）

林道台帳は市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、林道台帳を共有できるようなシステムを開発すべきである。

(46) 生産物売払いに係る収支の把握について（模範林運営）（意見46）

本事業の財源の一つとなっている県有財産の売却収入について、県有林等における森林の公益的機能向上を目的とする森林整備事業の実施に伴い発生した間伐材を売却しているが、実質的な収支の把握が行われていない。収支の実態が広く情報共有されないことで、事業の実態把握が不明瞭になるとともに、改善策の策定等にも繋がらないと思われることから、間伐（伐採）等の費用を含めた収支を明らかにするべきである。

(47) 借入金の使用状況の確認について（木材産業等高度化推進対策）（意見47）

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づいて補助金支給対象者に対して利子の一部につき補助金を支出するに当たっては、当該利子発生の根拠となる借入金が同要綱に定める事業資金として実際に使われているかどうか、十分な確認が必要である。

(48) 補助金支出の必要性・効果の検証について（木材産業等高度化推進対策）（意見48）

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づく補助金については、引き続き、当該補助金の必要性、効果につき調査・検証を行うべきである。

(49) 実際の条項に合わせた要綱の改正について（木材産業等高度化推進対策）（意見49）

運営要綱や取扱要領との齟齬が生じない条項となるよう群馬県木材産業等高度化推進資金制度利子補給要綱の改正を行うべきである。

■ その他の工事・委託契約に関する監査結果及び意見

- (1) 令和 02 年度 県単治山事業 502-03-M0018 (委託料 最終契約金額が予定価格の 150%を超える契約) (意見 50)

請負金額の 20%以上かつ 200 万円以上の増額として、渋川森林事務所長が環境森林部長に事前協議を行い、設計変更をしているが、時間的余裕がなかったとしても、安易に多額の設計変更を実施すべきではない。事後的にでも、第三者委員会などの第三者の意見も交えて、その設計変更の可否を検討することが望ましい。

- (2) 令和 02 年度 水源林機能増進事業 502-02-M0021 (委託料 最終契約金額が予定価格の 150%を超える契約) (意見 51)

人為的ミスにより多額の設計変更となっている。特殊事例であり、チェックリストや検算で見できなかったとのことであるが、間違いやすい事例は、他の者が再度計算するなど更なる再発防止策の検討が望まれる。

■ 一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金に関する監査結果及び意見

- (1) チャリティコンペの開催方法の見直しについて (群馬県森林・緑整備基金) (意見 52)

チャリティコンペ開催に当たっては、チャリティコンペの趣旨に沿うよう、参加者 1 人当たりの参加費を値上げする、参加者に渡す賞品代金の総額を値下げするなどの措置を講じ、コンペにおける賞品代総額を参加者から集めた参加費総額に収め、実質的にも参加者の「参加費の一部」を森林整備に寄与する団体に寄付したといえるようにすべきである。

- (2) 規程の対応関係の確認について (群馬県森林・緑整備基金) (意見 53)

対応関係に誤りのある規程を改正し、規程の対応関係に疑義が生じないようにすべきである。

- (3) 各種規程における「職員」の範囲の明確化について (群馬県森林・緑整備基金) (意見 54)

就業規則をはじめとした各種規程や要領に、それぞれ「職員」に関する定義を定めるなどして、各種規程・要領の適用範囲を明確化すべきである。

- (4) 非常勤職員への手当の支給について (群馬県森林・緑整備基金) (意見 55)

同一労働同一賃金の観点から、嘱託職員及び定年後継続雇用職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。

- (5) 理事の構成について (群馬県森林・緑整備基金) (意見 56)

新たな知恵や発想を取り入れて安定した経営を行っていくため、更に幅広い多様な人材の理事への登用を検討すべきである

- (6) 森林公園管理事業 (指定管理事業) への人件費の配賦について (群馬県森林・緑整備基金) (意見 57)

森林公園管理事業の収支計算において、人件費の金額を実際に掛かった金額ではなく、収支計算がゼロになるような金額で調整している。これでは、実際に掛かった費用を算定することができないため、毎月、指定管理者業務に従事した時間を把握し、それに各人の単価を乗じることにより人件費を計上することにより、正しい損益を把握することが望ましい。

(7) 事業計画の達成状況の評価方法について（群馬県森林・緑整備基金）（意見 58）

令和2年度の事業計画の評価方法では、各事業の評価割合が低く設定されている。事業計画に対する評価であることから、組織体制や財務ではなく、各事業の目標がどの程度達成されたかについて評価すべきである。

(8) 県による土地、建物の使用許可について（群馬県森林・緑整備基金）（意見 59）

当財団法人に対する土地、建物の使用許可は、徴収している使用料が民間の一般的な賃貸物件と比較して非常に低額であり、県の入札に参加する当財団法人に有利に働き、入札における公平な競争を阻害することから、使用許可を見直すべきである。また行政財産の目的外使用を許可する場合には、使用する事業者を特定するのではなく公募等により幅広く使用者を募るべきである。そして、長期間の使用を認めるのであれば、使用許可の場所について行政財産から普通財産への変更を検討して、入札において貸付料を決定することにより使用料(賃貸料)の増額を図り、県有財産を有効活用することが望まれる。

行政財産の使用許可とは元々限定列挙された目的の範囲内においてなされるべきであって、営利行為を目的とした団体への使用許可は一時的なものであるべきであることから、当該団体が今後も継続的に使用するのであれば普通財産への種別替えを検討すべきである。